

沼上 賢次 議員

高齢者や障害者の

サポート環境整備を

問 公共施設内の受付カウンター等に杖ホルダーを設置できないか。

答 今後の高齢化社会の実情を考えると、杖ホルダーを必要とする来庁者の増加が見込まれることから、市役所庁舎や他の施設にも、順次設置していきたい。

問 庁舎北側進入路での駐停車は、歩行者への危険や直進車への妨げになる。駐停車の規制をすべきと考えるが。

答 庁舎北玄関付近での駐停車は、歩行者の危険や通過交通の妨げとなることから、横断歩道を利用する来庁者の安全確保のため、横断歩道前後での駐停車はご遠慮いただくよう、案内看板等で誘導していきたい。



市役所本庁舎北玄関のスロープ

問 市役所本庁舎北玄関のバリアフリー化を促進できないか。

答 北玄関には、庁舎に並行してスロープを設置している。階段の利用が困難の方や車いすの方に利用していただけるよう、既存スロープに手摺りをつけるなど、さらなる利便性の向上を図っていきたい。

浅田 二郎 議員

市の責任で避難場所確保を

問 津波被害から人命を守るために、一定の区域ごとに避難できる高いところをつくる必要がある。市長の決意は。

答 各地域において進めている新たな地震対策への取り組みの中で、要望や提案が出されると思う。それらを取り入れ検討し、すぐできるものは早急に実施していきたい。

浅羽支所の職員体制の
充実・強化を

問 市町村合併や「行革」による自治体職員の減少が、被害把握、救援を困難にした。浅羽支所内の市職員状況は。

答 合併時、支所は4課7係35人、分庁機能として2つの部で69人体制であった。現在は2課3係1施設16人と水道部27人のみの体制となっている。

簡素でわかりやすい分別を

問 同じラップやトレイ、ビニール袋などが、使用目的により分別が違つのはなぜか。

答 容器包装リサイクル法により、「商品を入れてあった容器」「商品が包まれていた包装」はリサイクルしなければならぬが、同じ材質であっても容器包装に該当しないものは、これらと別に処理する必要があるためである。

1 プラスチック製容器包装とは

プラスチックでできた商品の「入れもの（容器）」や「包むもの（包装）」のことをいい、基本的にはプラスチックが表示されています。

収集の対象となるものは、主に食料品や日用品に使われているプラスチック製の容器や包装です。

【対象（主なもの）】

- ・生鮮食品などのトレイ
- ・シャンプー、調味料などのボトル
- ・ペットボトルのふた、ラベル
- ・菓子類などの袋
- ・食料品などを包んでいたラップ
- ・インスタント食品などの容器
- ・ミカンやリンゴのネット
- ・家電製品の発泡スチロール製梱包材 など

このマークが目印です。

2 プラスチック製容器包装と間違えやすいもの

次のものは「プラスチック製容器包装」ではありませんので、分別の際にはご注意ください。

「その他プラスチック」に分別するもの

- ・家庭用のラップ
- ・家庭の食品などに掛けるもので、売っている「商品」を包んでいるものではないため。
- ・指定ごみ袋
- ・「商品」を包むためのものではないため。
- ・クリーニング店で洋服にかけてくれる袋
- ・クリーニング店の洋服は、「自分のもの」であり、売っている「商品」ではないため。

「燃やせるごみ」に分別するもの

- ・ラーメンのカップやヨーグルトのふたで「♻️マーク」のあるもの など

プラスチック製容器包装の分別記事（広報ふくろい）